



地雷による死傷者ゼロを目指して

現在世界90カ国、11地域に約6,000万個の地雷が埋設され、さらに100カ国以上の武器庫に2億個以上の地雷が貯蔵されていると推定される。地雷は、兵士と民間人に無差別に被害を与える非人道的な兵器であるだけでなく、戦争や内戦で荒廃した国・地域の復興を長期にわたって大きく妨げる。地雷を地球上から廃絶することは、次世代に責任を持つ国際社会が力を合わせて取り組まなければならない課題だ。

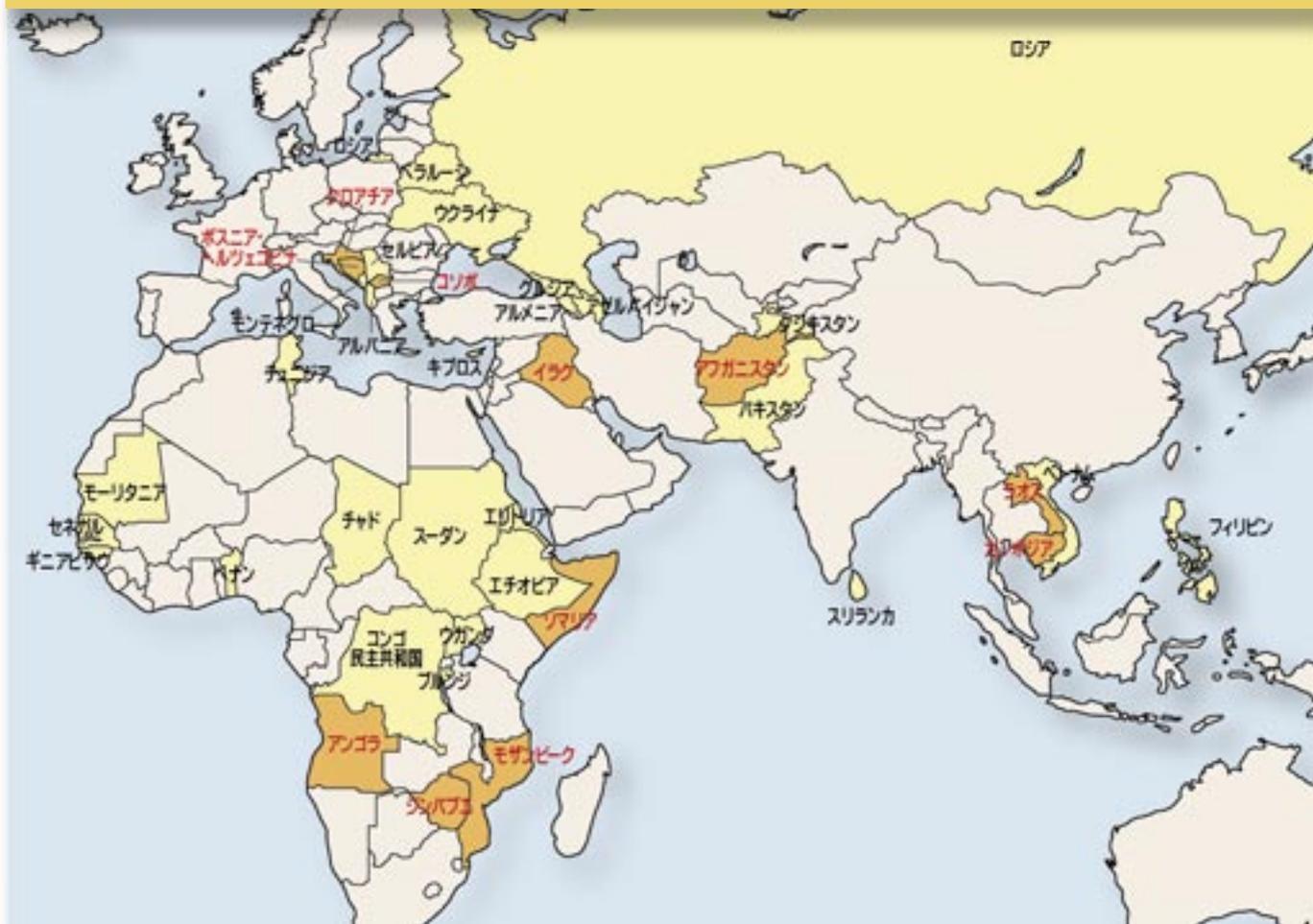
世界152カ国が結ぶ地雷禁止条約

戦争や内戦時に地中に埋設された対人地雷や放置された不発弾は、「人間の安全保障」(註:P.12の囲み参照)にとって大きな脅威となっている。地雷はどこに埋められているかわからないため、たとえ戦争が終わっても、人々は真に平

和で豊かな暮らしを営むことができないのだ。そのため、地雷廃絶に向けた活動が世界各地で進められているが、今なお地雷による死傷者は、後を絶たない。今日においても、世界では年1万~1万5,000人も何の罪もない一般市民が地雷の被害に遭っていると推定される。被害者の多くは、女性と子どもである。

地雷は、単に大きな人的被害をもたらすだけでなく、地雷が埋設されている国の政治的・社会的・経済的安定性も損ねている。命を失わないまでも、地雷によって手足を失った人が精神的・肉体的に大きな苦痛を受けることは言うまでもない。加えて、市民が被害に遭うことは、労働力の損失と医療費の増加という

EUの地雷問題への取り組み—EUの支援対象国





形で大きな社会・経済的負担をもたらす。戦争・内戦が終わっても、地雷や不発弾が放置されていると、難民・国内避難民の帰還が妨げられ、社会的安定や経済開発が阻害される。

地雷廃絶を求める市民社会の絶えざる努力に呼応し、1997年12月、122カ国がカナダのオタワで「対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止ならびに廃棄に関する条約」(地雷禁止条約、通称オタワ条約)に調印した。同条約は、1999年3月に発効し、世界の152カ国

(2006年11月時点)が締約している。しかし、米国、中国およびロシアの国連安保理常任理事国を含め、40カ国以上が未だに同条約を締約していない。

EUが担う政治的役割

地雷廃絶に向けた国際社会の取り組みへの支援は、欧州連合(EU)が最優先する政治課題である。2001年7月、対人地雷への取り組みを強化するために、EUは2つの規則を採択した¹。現在EUは、2005年～2007年を対象とする「多年度戦略²」に基づいて、「地雷による死傷者ゼロを目指して(Zero Victim Target)」積極的に取り組んでいる。地雷問題に対するEUの施策は、(1)対人

地雷の除去、(2)地雷による被害者の苦痛緩和および社会・経済的復帰への支援、(3)現地の地雷取り組み能力の向上、の3つの柱からなっている。具体的には、地雷原における地雷の探知と破壊にはじまり、埋設地雷の危険性を市民に知らせる啓蒙活動、地雷の被害者への支援、地雷除去活動にあたる要員の訓練など、幅広い分野で大きな役割を担っている。(次頁へ)

¹ 1つは開発途上国に対する取り組みに関するもので、もう1つは開発途上国以外の第三国に対する取り組みに関するものであるが、両者は基本的に同じである。

http://ec.europa.eu/comm/external_relations/mine/docs/reg_1724.pdf

http://ec.europa.eu/comm/external_relations/mine/docs/reg_1725.pdf

² "The European Roadmap towards a Zero Victim Target: The EC Mine Action Strategy & Multi-annual Indicative Programming 2005-2007"

http://ec.europa.eu/comm/external_relations/mine/docs/strategy_0507_en.pdf



地雷探知(上)および除去(下)作業
提供：地雷廃絶日本キャンペーン事務局





除去された不発弾（ラオス） © EC/J.Van Dromme

国際機関、支援国およびNGOとの協力

EUは、加盟国は言うに及ばず、他の支援国ならびに国連やNGOとの協力なしには、地雷廃絶へ向けた取り組みに十分に対応できない。EUの行政執行機関である欧州委員会は、これらの国際機関・支援国・NGOと連携し、地域セミナーの開催や被害者への支援にあっている。例えば、「南・東欧地雷取り組み調整評議会」や「地雷廃棄・被害者支援のための国際信託基金」の調整メカニズムを活用し、南・東欧地域において協力して問題に取り組んでいる。これらの調整メカニズムは、南・東欧における地雷問題への取り組みに効果を上げており、他の地域においても成果が期待される。

EUの資金面での支援

地雷問題に対する政治的貢献に合わせ、EUは資金面においても重要な役割を果たしている。2005年、欧州委員会とEU加盟国は、地雷問題への取り組みとして、1億5,600万ユーロ（約234億円、うち38%は欧州委員会の拠出分）を拠出した。1997年～2005年のEUの累積拠出額は12億ユーロを超えており、世界の地雷問題に関連する予算の半分を占めている。

EUの支援先は、中・南米、アジア、中東、アフリカおよび欧州の各地域にわたるが、地雷問題が最も深刻な、アフガニス

タン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナなどの12の国・地域を重点的に支援している（P.10～11の地図参照）。支援先を決めるにあたっては、(1)当該国・地域が地雷禁止条約を締約しているか、(2)人道上および開発に対する緊急性が高いか、(3)EUにとって戦略的に重要であるか、(4)支援受入国・地域の地雷問題への取り組み計画が効率的・効果的であるか、などが考慮される。

国際社会による地雷問題への取り組みは、従来、地雷の脅威を取り除いて新たな死傷者を出さないようにすることが中心であり、その点で成果を挙げたのは確かである。しかし、地雷で手足を失った被害者への支援は十分ではなかった。地雷問題が深刻な国では、命は取り留めたものの地雷の犠牲になった人々への支援が喫緊の課題である。そうした国では、医療サービスの供給は大都市に限られ、多くの被害者がいる遠隔地では、緊急に必要な治療さえ受けられない状況にある。欧州委員会は、技術協力や通常の経済開発支援プログラムと組み合わせ、現地の医療体制の改善を引き続き支援する。また、職業訓練や就業・就職支援を通じ、手足を失った人々の自立を支援する。

地雷問題への取り組みの改善

今日までの地雷問題への取り組みから学んだ経験を、将来の取り組みに活かせれば、EUの支援は効率を高め、より大きな成果を得ることができる。それは、次のような方法により改善が可能である；(1)地雷問題に対処する被支援国の能力の向上、(2)費用対効果を考慮した、最適な技術と機材の提供、(3)支援する国・機関の間における情報の共有と活動の調整、(4)地雷問題への支援策と、道路や、エネルギー・水関連インフラの復旧・整備支援の統合、および(5)支援国の現地・出先機関への大幅な権限委譲による「現場主義」の推進。この「現場主義」に関し、欧州委員会の開発支援プロジェクトは、欧州委員会の現地出先機関であ

る代表部によって運営、実施されており、開発援助計画や地雷除去支援計画などのさまざまな国別計画間の調整を現場で行い、地雷問題に対する支援効果を高めている。

「地雷による死傷者ゼロを目指す」EUの道のりは長い、その目標に向かってEUは歩みを止めない。

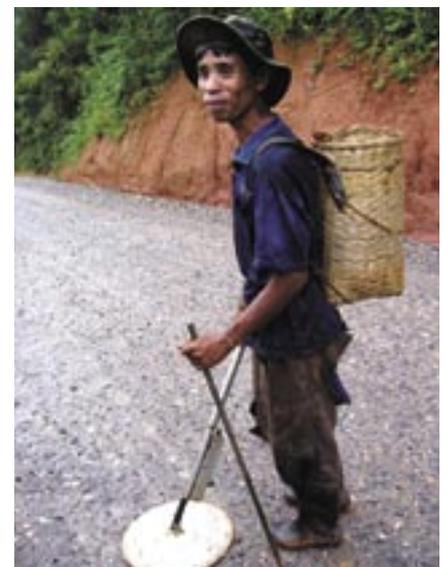


参照ウェブサイト

The EU and Anti-Personnel landmines Challenge (欧州委員会対外関係総局のページ) http://ec.europa.eu/comm/external_relations/mine/intro/index.htm
 "The European Union: Mine Action in the World 2006" (欧州委員会出版局発行冊子) http://ec.europa.eu/comm/external_relations/library/publications/26_mines_2006_en.pdf
 地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL) <http://www.jca.apc.org/banmines/>



「人間の安全保障」：人間の生存・生活・尊厳に対する脅威への取り組みを強化しようという考え方。今日、貧困、環境破壊、薬物、国際組織犯罪、エイズ等感染症、紛争、難民流出、対人地雷等、さまざまな問題が個人の生命・生活・尊厳に対する脅威となっている。(外務省発行パンフレット『人間の安全保障』より抜粋・転載)



地雷探知機による地雷除去活動（ラオス） © EC/J.Van Dromme